

委託費の単価設定について

第 1. 委託費の単価設定について、『委託訓練において受講生本人が負担する額』の考え方如何。

1. 回 答

以下のいずれかに該当する費用は『委託訓練において受講生本人が負担する額』と判断すること。

- ① 受講者本人の所有に帰する等、受講者本人の負担とすべき費用
- ② 訓練の修了のために必要不可欠でない費用

なお、これにより判断しがたい場合には、別途、厚生労働省に照会することとする。

2. 具 体 例

(1) 『委託訓練において受講生本人が負担する額』について

- ①の具体例：テキスト代（※下記 3（2）参照）、教材代、実習着（被服）代、任意保険代、資格申請費及び登録費 等
- ②の具体例：インフルエンザ予防接種、受講生が通学に必要な駐車場代、修学旅行費等の行事費、各種会費 等

(2) 『委託費に含んで差し支えない費用』について

具体例：健康診断料（※下記 3（3）参照）、実習費（上記『委託訓練において受講生本人が負担する額』の費用が含まれていないか確認すること）、施設設備費 等

3. 留 意 点

(1) 上記により、『委託訓練において受講生本人が負担する額』と判断された場合でも、委託先機関が当該費用を負担する（委託費として含めない）場合には、受講者本人は負担しないもの。

(2) 委託先機関が組織的に提供する書物であっても、一般的に価格が付与されておらず、単に委託先機関が自ら印刷し配布するもの（学生便覧、シラバス、学生証の印刷費等）は、「教科書代」に含まれず、委託費に含めて差し支えない。

(3) 健康診断料については、昭和 59 年 3 月 26 日付け訓発第 59 号「公共職業訓練施設における安全衛生管理実施要領について」第 9 健康診断の 2「費用

負担」において、「定期健康診断に係る費用は原則として国、都道府県（中略）等が負担すること」と記載しており、委託費に含めて差し支えない。

第2. 資格取得コースについて、「通常の授業単価を超える単価設定を行う場合、『当該委託訓練を実施するために必要な範囲内、かつ、合理的に算定された額』であること」の算定方法如何。

1. 回 答

以下のいずれにも該当する費用を『当該委託訓練を実施するために必要な範囲内、かつ、合理的に算定された額』と判断すること。

- ① 当該経費が委託訓練の受講生にのみ必要であること
- ② 当該経費及び費目が、委託訓練の実施に必要最小限であること
- ③ 他の経費と区別でき、上記①及び②が客観的に確認可能であること

2. 具 体 例

- (1) 委託訓練の受講生のために公共職業安定所等への書類を整備する等、委託訓練関係の業務に従事する者が必要であり、人件費（非常勤社員等を雇用する等）を要する場合
 - (2) 委託訓練を実施するために、別途、事務費（通信運搬費、消耗品費、印刷費等）が必要となる場合
 - (3) 委託訓練の受講生を対象とした就職支援を実施するために必要な経費が発生する場合（人件費、事務費等） 等
- ※ 上記は例であり、その他の方法によっても可能な場合があります。

第3. 資格取得コースについて、通常の授業単価を超える単価設定を行う場合、「委託費の内訳等を明らかにした書類を、委託先が作成し、県又は能力開発施設の長に提出することにより、当該単価設定の根拠を客観的に確認できるようにすること。」とあるが、どの程度まで詳細な内訳書の作成が必要なのか。

1. 回 答

上記第2の1. 回答③のとおり、客観的に根拠が確認できる書類を適切に整備することが必要です。